

(令和5年1月以降の受付から適用します)

## 住宅性能評価料金

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター  
【登録住宅性能評価機関（九州地方整備局長3号）】

別表（第30条及び第31条（1）、（2）関係の評価料金）

### 1. 一戸建ての住宅

#### (1) 設計住宅性能評価料金

住宅性能評価業務規程第30条及び第31条（1）又は（2）による評価料金の額は下表の算定額とする。

単位：円（消費税込）

| 種別      | 評価料金     |                     |
|---------|----------|---------------------|
| 一戸建ての住宅 | 一般住宅（※1） | 住宅型式性能認定等を受けたもの（※2） |
|         | 49,500   | 38,500              |

#### ※1 一般住宅

一戸建ての住宅で第31条の減額規定に該当しないものに適用する。

#### ※2 住宅型式性能認定等を受けたもの

一戸建ての住宅で、第31条（1）又は（2）に規定するものに適用する。

#### ※3 構造の安定審査に係る追加料金

構造計算書が添付されているものにあつては、構造計算対象面積が500㎡未満の場合は11,000円（税込）を、500㎡以上の場合は27,500円（税込）を加算する。

1 申請において、構造的に別棟になっていて複数の構造計算書が添付される場合には、各々の構造計算書毎の金額を計算して加算する。

#### ※4 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、一評価事項当たり2,200円（税込）を加算する。

#### ※5 住宅の計画の変更を行う場合は、必須料金については料金表の1/3の料金（100円未満については切り捨て）とし、構造又は選択評価事項の変更については当初申請と同額とする。

## (2) 建設住宅性能評価料金

住宅性能評価業務規程第30条及び第31条(1)又は(2)による評価料金の額は、下表(イ)欄の床面積の合計に応じて(ロ)欄の算定額とする。

単位：円（消費税込）

| 種別      | (イ)        | (ロ) 評価料金 |                 |
|---------|------------|----------|-----------------|
|         |            | 一般住宅     | 住宅型式性能認定等を受けたもの |
| 一戸建ての住宅 | 床面積の合計 (㎡) |          |                 |
|         | 100未満      | 88,000   | 49,500          |
|         | 100～ 200未満 | 99,000   | 55,000          |
|         | 200以上      | 126,500  | 71,500          |

### ※1 適用

一戸建ての住宅で、当機関で設計住宅性能評価を受けたものに適用する。

### ※2 床面積

申請に係る棟の延べ床面積をいう。

### ※3 住宅型式性能認定等を受けたもの

一戸建ての住宅で、第31条(1)又は(2)によって検査を要しないことが指定された結果、検査実施回数が2回であるものに適用する。

### ※4 評価に要する追加料金

階数が4以上である一戸建ての住宅または工程の都合等によって検査回数が増加したもの（一般住宅にあっては4を超えるもの、住宅型式性能認定等を受けたものにあっては2を超えるもの）については、増加する検査回数1回につき一般住宅においては上表の4分の1の額（百円未満を切り捨て）を、住宅型式性能認定を受けたものにおいては上表の2分の1の額（百円未満を切り捨て）を追加する。

### ※5 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、一評価事項当たり2,200円（税込）を加算する。

### ※6 住宅の建設工事の変更を行う場合は(イ)欄の床面積を2分の1として算定した額とする。

## 2. 共同住宅等

### (1) 設計住宅性能評価料金

#### (1-1) 共同住宅等（併用住宅に限る。）

一戸建ての住宅の設計住宅性能評価料金に準ずる。

#### (1-2) 共同住宅等（併用住宅を除く。）

住宅性能評価業務規程第30条による評価料金の額は、下表（い）欄の床面積の合計に応じて（ろ）欄の算定額とする。

単位：円（消費税込）

| 種別                  | (い) 床面積の合計 (㎡) | (ろ) 評価料金         |
|---------------------|----------------|------------------|
| (併用住宅を除く。)<br>共同住宅等 | 500未満          | 71,500+M×22,000  |
|                     | 500～ 1,000未満   | 93,500+M×22,000  |
|                     | 1,000～ 2,000未満 | 121,000+M×22,000 |
|                     | 2,000～ 3,000未満 | 192,500+M×22,000 |
|                     | 3,000～ 5,000未満 | 258,500+M×22,000 |
|                     | 5,000～ 7,000未満 | 297,000+M×22,000 |
|                     | 7,000～10,000未満 | 346,500+M×22,000 |

※1 共同住宅等とは併用住宅を除く共同住宅等をいう。

※2 床面積

申請に係る住戸を含む棟の延べ床面積をいう。

※3 Mは評価対象戸数 とする。

※4 構造の安定審査に係る追加料金

構造計算書が添付されているものにあつては、構造計算対象面積が 500 ㎡未満の場合は 11,000 円（税込）を、500 ㎡以上の場合は 27,500 円（税込）を加算する。

1 申請において構造的に別棟となっていて複数の構造計算書が添付される場合、構造計算書毎の金額を計算して加算する。

※5 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、評価対象住戸毎に、一評価事項当たり 2,200 円（税込）を加算する。

※6 10,000 ㎡以上の評価料金は別途見積とする。

※7 住宅の計画の変更を行う場合は（い）欄の床面積を2分の1として算定した額とする。

(2) 建設住宅性能評価料金

(2-1) 共同住宅等（併用住宅に限る。）

一戸建ての住宅の建設住宅性能評価料金に準ずる。

(2-2) 共同住宅等（併用住宅を除く）

住宅性能評価業務規程第30条による評価料金の額は、下表（い）欄の床面積の合計に応じて（ろ）欄の算定額とする。

単位：円（消費税込）

| 種別              | (い) 床面積の合計 (㎡) | (ろ) 評価料金                             |
|-----------------|----------------|--------------------------------------|
| (併用住宅を除く。共同住宅等) | 500未満          | $N \times 88,000 + M \times 27,500$  |
|                 | 500～1,000未満    | $N \times 126,500 + M \times 27,500$ |
|                 | 1,000～2,000未満  | $N \times 154,000 + M \times 27,500$ |
|                 | 2,000～3,000未満  | $N \times 209,000 + M \times 27,500$ |
|                 | 3,000～5,000未満  | $N \times 258,500 + M \times 27,500$ |
|                 | 5,000～7,000未満  | $N \times 280,500 + M \times 27,500$ |
|                 | 7,000～10,000未満 | $N \times 308,000 + M \times 27,500$ |

※1 適用

共同住宅等（併用住宅を除く）で、当機関で設計性能評価を受けたものに適用する。

※2 床面積

申請に係る住戸を含む棟の延べ床面積をいう。

※3 Mは評価対象戸数、Nは検査を行った回数（同一検査時期について複数に分けて検査を実施する場合はその増加回数を含む。）とする。

※4 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、評価対象住戸毎に、一評価事項当たり2,200円（税込）を加算する。

※5 10,000㎡以上の評価料金は別途見積とする。

※6 住宅の建設工事の変更を行う場合は（い）欄の床面積を2分の1として算定した額とする。

別表（第 31 条（4）関係）

評価料金の減額

| 評価料金の減額（千円未満は切り捨て）  |
|---|
| 別表（第 30 条関係）2.共同住宅等(1)設計住宅性能評価料金（1-2）共同住宅等（併用住宅を除く。）に掲げる（ろ）評価料金のうちM（評価対象戸数）が15戸以上の場合でかつ同タイプの住戸等が2戸以上ある場合、2戸目は1/3、3戸目は2/3減額できるものとする。 |